

森林環境譲与税の利活用状況に関する調査書

1. 木曾地域(木曾郡6町村、木曾広域連合)について [別紙1参照](#)
2. 木曾地域と木曾川・愛知用水流域とのかかわり [別紙1参照](#)
3. 森林環境税、森林環境譲与税とは？ [別紙2参照](#)
4. 森林環境譲与税の利活用例(Q3～5の参考にご活用ください。) [別紙3参照](#)

5. お手数ですが、下記の項目についてご回答ください。 ↓ 回答欄 ↓

Q1. 貴市町村の自治体名をご記入ください。

Q2. 森林環境譲与税を利活用した事業を予算化する担当部署をご記入ください。

Q3. 貴市町村における森林環境譲与税を利活用した事業(予定含む)についてご記入ください。

- ① 他市町村と連携して事業実施(予定) ⇒ Q4、Q5、Q6へ
② 自市町村のみで事業実施(予定) ⇒ Q5、Q6へ(Q4回答不要)
③ 未定 ⇒ Q6へ(Q4、Q5回答不要)

クリックして選択

Q4. 連携先市町村は決めていますか。決めている場合、差し支えなければ連携先を教えてください。

- ① 決めている
② 決めていない

クリックして選択

(連携先市町村名)

Q5. 森林環境譲与税を利活用し、どのような事業を行う予定ですか。(選択式。複数選択可)

- a. 間伐や路網整備等(未整備林・非経済林等の間伐、路網整備等)
b. 森林の集積・集約化(資源量調査、所有者意向調査、計画作成等)
c. 人材育成・担い手対策(林業担い手育成、自伐型グループ支援等)
d. 木材利用・普及啓発(公共建築物への利用促進、木育セット製作等)
e. その他(お手数ですが、事業内容をご記入ください。)

クリックして選択

クリックして選択

クリックして選択

クリックして選択

クリックして選択

(事業内容)

Q6. 木曾地域では、流域圏の皆様と一緒に森林づくりを進めていきたいと考えています。

森林環境譲与税の利活用について、木曾地域から具体的な提案を希望しますか。

- ① 希望する(お手数ですが、担当者名等の提案連絡先をご記入ください。)
② 希望しない

クリックして選択

(提案連絡先等)

お名前、部署名、電話番号等

自由記載欄(貴市町村のお考えやご意見・ご質問等、何でも結構です。下記にご記入ください。)

以上で本調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

【別紙1】

1.木曾地域(木曾郡6町村、木曾広域連合)について

木曾路はすべて山の中である。島崎藤村の「夜明け前」にあるように、木曾は山々に囲まれた地域です。東側の木曾山脈(中央アルプス)と西側の御嶽山など3,000m級の山岳に挟まれ、中央部を木曾川が流下する「木曾谷」と呼ばれる谷地形が形成されています。御嶽山麓の高原地帯を除き、総じて急峻で平坦地は狭小であるため、集落・市街地は、主に木曾川に沿って形成されています。

木曾地域は、南北約60km、東西約50kmに及び、総面積は154,615haで長野県の総面積の11%を占める広大な地域です。また総面積の93%が森林で、そのうち60%以上が国有林となっています。木曾地域の木材は、冷涼な気候で育つことから木目が緻密な良材とされ、古来より時の権力者や国により管理されてきました。そして伊勢神宮などの神社仏閣や、名古屋城をはじめとする城郭の建築等に利用されています。

木曾地域は、2015年国勢調査では人口28,339人、65歳以上人口11,205人でしたが、2020年4月1日現在(長野県推計値)では、人口25,458人、65歳以上人口10,868人と人口減少と高齢化が進んでいます。

木曾地域の6町村(木曾町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村)はいずれも小規模自治体で中核となる市もないことから、地方自治法に定める広域連合を共同設置して、地域振興等の広域行政(森林整備、他圏域との交流、介護保険、広域消防、し尿処理、ごみ処理、老人ホーム運営等)を推進しています。

2.木曾地域と木曾川・愛知用水流域とのかかわり

木曾地域は、木曾川の源流地域として下流域の皆様と流域文化を育んできました。古来より木曾川は木材の輸送手段に利用され、木曾地域から運び出された木材は、寺社仏閣、城郭等の建築物に使われてきました。江戸時代に入ると木曾地域は尾張藩となり、城下町の建設、名古屋城の造営などに木材が大量に利用されました。

また昔から、木曾川やその支流は、飲料水や農業・工業用水として私達に様々な恩恵を与えてくれます。時には氾濫を起こし私たちの生活に被害を及ぼすこともありますが、水は生命の源と言われるように無くてはならないものです。1961年に愛知用水が通水してからは受益範囲が拡大し、木曾川の水は愛知中部の丘陵地を、そして知多半島まで届いています。

【別紙2】

3.森林環境税、森林環境譲与税とは？（以下、林野庁ホームページより抜粋）

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

【3 森林環境税創設の趣旨】

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

【5 森林環境譲与税の使途とその公表】

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てるとされています。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てるとされています。本税により、山村地域のこれまで手入りが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながることを期待されます。なお、適正な使途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の使途については、市町村等は、インターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

【(参考)森林環境税を巡る経緯】

森林の有する公益的機能の発揮に関する財源確保については、これまで長期間にわたり、政府・与党での検討や、関係者による働き掛けが続けられてきました。

農林水産省では、平成9(1997)年に採択され、平成17(2005)年2月に発効された「京都議定書(※1)」に基づき、温室効果ガスの排出削減目標の達成に向けた森林吸収量の確保に必要な間伐等を推進するため、安定的な財源を確保する必要性が生じたことから、平成16(2004)年以降、森林吸収源対策のための財源となる税を要望してきました。

他方、こうした財源の確保については、これまで国に対して地方から声が上げられ続けてきました。特に平成18(2006)年度以降は、多くの森林が所在する市町村を中心に結成された「全国森林環境税創設促進連盟(※2)」及び「全国森林環境税創設促進議員連盟(※3)」により、森林環境税の創設に向けた運動が展開されてきました。また、地方独自の財源確保の取組として、森林整備等を主な目的とした住民税の超過課税の取組も行われており、これまで37の府県において導入されています。

こうした中、平成27(2015)年12月の地球温暖化防止の新たな国際的枠組みである「パリ協定(*4)」の採択や、昨今の山地災害の激甚化等による国民の森林への期待の高まり等を受け、引き続き森林環境税の創設に向け、政府・与党を通じた検討が進められ、平成29(2017)年度の与党税制改正大綱において、森林環境税の創設に向けて「平成30年度税制改正において結論を得る」とされました。これを踏まえ、平成29(2017)年には、地方団体の意見を踏まえつつ、農林水産省において新たな森林整備の仕組みの検討を進めるとともに、総務省が地方財政審議会に設置した検討会において具体的な制度検討等が精力的に進められた結果、「平成30年度税制改正の大綱」における税創設の結論に至りました。

「平成30年度税制改正の大綱」においては、森林環境税の課税は令和6(2024)年度から、森林環境譲与税の譲与は、農林水産省が検討している新たな森林管理システムの構築と合わせ令和元(2019)年度から行うこと、また、使途について、市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に、並びに都道府県は、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこと等が示されました。

【別紙3】

4.森林環境譲与税の利活用例(Q3～5の参考にご活用ください。林野庁ホームページ参考)

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/attach/pdf/kankyousei_jouyousei-1.pdf

- ① 間伐や路網整備等(三重県松坂市、兵庫県養父市・丹波市、和歌山県かつらぎ町・広川町など)
 - ・ 未整備林(条件不利森林等)の間伐実施
 - ・ 林道の改修、修繕、開設補助等の路網整備
 - ・ 針葉樹林を広葉樹林へと樹種転換の実施

- ② 森林の集積・集約化(三重県津市、大分県日田市、静岡県伊東市・熱海市・袋井市など)
 - ・ 資源調査の実施(未整備林(条件不利森林等)など)
 - ・ 森林経営管理意向調査の実施
 - ・ 境界の明確化

- ③ 人材育成(愛知県岡崎市、山梨県都留市、熊本県阿蘇地域など)
 - ・ 林業担い手養成講座・研修の実施
 - ・ 自伐型林業グループの育成支援

- ④ 木材利用・普及啓発(愛知県豊明市・設楽町、東京都豊島区・昭島市、神奈川県川崎市など)
 - ・ 新生児・幼児用玩具の製作、贈呈
 - ・ 公共建築物への木材利用促進、木質化の実施
 - ・ 木製家具、学習机、ベンチの製作と公共施設等への取入れ
 - ・ 自然体験を伴う環境交流ツアーの開催
 - ・ 共同植林、PR用木製大型看板の設置